

2026 年 7 月 17 日

各位

会社名	野村アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード 13064)
代表者名	CEO 兼代表取締役社長 大越 昇一
問い合わせ先	サポートダイヤル 長坂 智 TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリー指数（セレクト）連動型上場投信」
の信託終了にかかる約款変更の可能性に関するお知らせ

当社が設定・運用しております「NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリー指数（セレクト）連動型上場投信」（以下、当 ETF といいます。）（銘柄コード 2643）におきまして、受益権口数が約款に定める償還の条件に該当し、信託の終了および上場廃止の可能性が発生いたしましたことをお知らせいたします。

当 ETF は約款において信託契約締結日（2021 年 7 月 15 日）より 3 年を経過した日以降において、受益権口数が 20 営業日連続して 50 万口を下回った場合は、信託契約を解約し、信託を終了させることを定めておりますが、2026 年 7 月 17 日時点の受益権口数が 499,204 口となり、50 万口を下回ることとなりました。本日以降、2026 年 8 月 17 日まで継続して受益権口数が 50 万口を下回ることにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなる場合は、信託終了日（償還日）を 2026 年 9 月 24 日とする約款変更を行うことを、本日決定いたしました。当該約款変更は 2026 年 9 月 18 日に適用となる予定です。償還金の支払いは信託終了日から 40 日以内に開始いたします。

当 ETF は東京証券取引所において監理銘柄（確認中）へ指定される見込みです。また、信託の終了が決定した場合は整理銘柄に指定される見込みとなっております。この場合、2026 年 9 月 17 日を東京証券取引所における最終取引日として 2026 年 9 月 18 日に上場廃止となる見込みです。

信託の終了を決定しない限り、連動対象指数である「MSCI ジャパンカンントリー指数（セレクト）（配当込み）」に連動した運用を継続してまいります。信託の終了を決定し、連動対象指数に連動する運用を行えなくなった場合は別途お知らせいたします。また、2026 年 8 月 17 日までに受益権の口数が 50 万口以上となった場合は信託の終了および信託終了にかかる約款変更を行いません。

当 ETF の受益権口数に関する情報につきましては、以下をご参照ください。

・ NEXT FUNDS のウェブサイト：<https://nextfunds.jp/institution/>

[スケジュール (予定)]

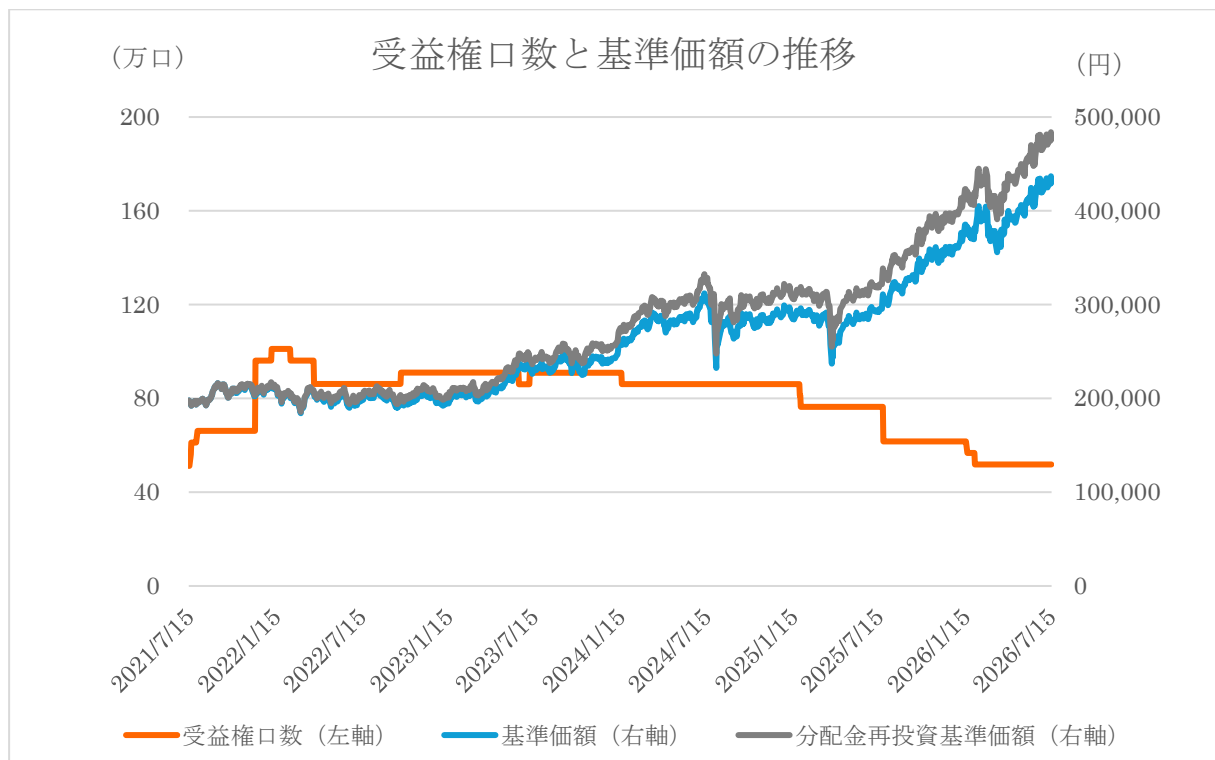
本日以降、受益権の口数が 20 営業日連続で 50 万口を下回った場合は、下記のスケジュールとなる予定です。

2026 年 7 月 17 日 (金)	東京証券取引所における監理銘柄 (確認中) への指定
2026 年 8 月 17 日 (月)	東京証券取引所における整理銘柄への指定
2026 年 9 月 17 日 (木)	東京証券取引所における最終取引日
2026 年 9 月 18 日 (金)	東京証券取引所における上場廃止日 / 約款変更適用日
2026 年 9 月 24 日 (木)	信託終了日
2026 年 11 月 2 日 (月) まで	償還金支払開始

当 ETF へのご投資にあたっては、上述の点につき、十分にご留意頂きますようお願い申し上げます。

[ご参考：受益権口数と基準価額の推移]

設定以降、受益権口数は約款に定める償還の条件に該当していませんでしたが、2026 年 7 月 16 日の交換申し込みにより減少し、2026 年 7 月 17 日時点の受益権口数は 499,204 口となりました。



期間：2021 年 7 月 15 日 (設定日) ～2026 年 7 月 16 日

[約款の新旧対照表 (案)]

下線部 〃 は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(信託期間) 第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 48 条第 1 項、同条第 2 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定によって信託を終了させることがあります。 ② 前項本文の規定にかかわらず、第 48 条第 2 項に定める信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において、受益権の口数が 20 営業日連続して 50 万口を下回った場合に該当したことから、この信託の期間は、信託契約締結日から 2026 年 9 月 24 日までとします。 (信託の計算期間) 第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 21 日から 10 月 20 日までおよび 10 月 21 日から翌年 4 月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2021 年 10 月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条第 2 項に定める信託期間の終了日とします。	(信託期間) 第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 48 条第 1 項、同条第 2 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定によって信託を終了させることがあります。 <新設> (信託の計算期間) 第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 21 日から 10 月 20 日までおよび 10 月 21 日から翌年 4 月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2021 年 10 月 20 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

以 上